

(写)

事務連絡
平成 20 年 8 月 29 日

保険医療機関(医科・歯科) 各位

兵庫県国民健康保険団体連合会

70 歳以上高齢者の経過措置対象者(新たに現役並み所得者へ移行)に係るレセプトの記載方法等について(通知)

本会の業務運営につきましては、平素から格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 20 年 7 月 31 日付け保医発 0731004 号で厚生労働省保険局から「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号)の一部改正通知があり、高齢者医療確保法の施行に伴い、70 歳以上高齢者の経過措置対象者に係るレセプトについて、平成 20 年 8 月 1 日から下記のとおりレセプトの特記事項欄に「15」を記載することとなりました。

なお、経過措置対象者は、国民健康保険高齢者受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合欄に「3 割 自己負担限度額「一般」適用」と表示されていますので、レセプト請求の際は御留意いただきますようお願い申し上げます。

記

1 内容

70 歳以上高齢者の経過措置対象者であって、平成 20 年 8 月から平成 22 年 7 月(高齢者医療確保法又は国民健康保険法以外における一部負担金の割合が 3 割となる者については、平成 20 年 9 月から平成 22 年 8 月)までの間、入院又は入院外(在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定している場合に限る。)に係る一部負担金が、一般の世帯(現役並み所得者及び市町村民税非課税の世帯以外の世帯のことをいう。)と同額の自己負担限度額を超えた場合、特記事項欄に「15」、一部負担金額欄に一般の世帯の自己負担限度額を記載する。

2 レセプトの記載例

(1) 経過措置対象者、入院、総点数 50,000 点の場合(医科・歯科)

特記事項	本人・家族		請求点数	負担金額
15	9 高入 7	保険	50,000	44,400

(2) 経過措置対象者、入院外(在医総管等算定) 総点数 10,000 点の場合(医科)

特記事項	本人・家族		請求点数	一部負担金額
15	0 高外 7	保険	10,000	12,000

3 その他

一部負担金額が自己負担限度額未満の場合は、特記事項欄に「15」を記載する必要はありません。

4 問い合わせ先

レセプト請求等に関する問い合わせにつきましては、下表の各担当地区へお電話いただきますようお願いいたします。

< 医科 >

担当課・係名	電話番号	担当地区
業務第1課第1係	078-332-9507	東灘区・灘区・兵庫区・長田区
業務第2課第1係	078-332-9513	須磨区・芦屋市・宝塚市・三田市・丹波市・篠山市
業務第2課第2係	078-332-9514	垂水区・西宮市
業務第2課第3係	078-332-9515	洲本市・淡路市・南あわじ市・西脇市(18地区)・小野市・明石市
業務第2課第4係	078-332-9508	高砂市・加古川市・三木市・加東市・加西市・西脇市(27地区)・多可郡・加古郡・川辺郡
業務第3課第1係	078-332-9516	尼崎市・川西市
業務第3課第2係	078-332-9517	伊丹市・姫路市(34、35、38地区)・神崎郡・たつの市(36地区)・佐用郡・宍粟市・赤穂郡・赤穂市・豊岡市・美方郡・養父市・朝来市
業務第3課第3係	078-332-9518	姫路市(40地区)・たつの市(41地区)・揖保郡・相生市
業務第3課第4係	078-332-9519	北区・中央区・西区

< 歯科 >

担当課・係名	電話番号	担当地区
業務第1課第3係	078-332-9509	東灘区・灘区・兵庫区・長田区・須磨区・垂水区・西宮市・芦屋市・宝塚市・三田市・丹波市・篠山市・洲本市・淡路市・南あわじ市・西脇市(18地区)・小野市・明石市・高砂市・加古川市
業務第1課第4係	078-332-5635	三木市・加東市・加西市・西脇市(27地区)・多可郡・加古郡・尼崎市・川西市・川辺郡・伊丹市・姫路市・神崎郡・たつの市・佐用郡・宍粟市・赤穂郡・揖保郡・相生市・赤穂市・豊岡市・美方郡・養父市・朝来市・北区・中央区・西区